

高等司法研究科令和3年度春夏学期期末試験解答用紙

科目名	担当教員名	受講クラス	受験者記入票番号
再々レ平成29年度 民法	西川先生		

採点

第1.設問1

1. 民事訴訟においては、判決の基礎となる事実及び証拠の提出と、訴訟当事者の権能としている(弁論主義)。そして、裁判所は、当事者が主張している事実を判決の基礎としてはならない(弁論主義第1テーゼ)。

では、本件訴訟で裁判所は、「Yの代理人AとXの間で契約が締結された」という事実を本件訴訟の判決の基礎とすることが出来るか。XYの双方が当該事実を問題としていないが、Aの証拠開示の結果検出された事実である点で、当事者が主張したといえるかが問題となる。

2. 前提として弁論主義の適用される事実の範囲が問題となるが、裁判所の臨機応変な事実認定を確保する必要性と訴訟当事者の自由な訴訟行為と可能とする要請の調和の観点からすれば、請求の趣旨の事実となる請求原因事実(主要事実)及び抗弁の要件となる主要事実、当事者の主張及び反論の請求原因と基礎付けたる主要事実について適用されるべきであり、かつそれである。

本件訴訟でAがYの代理人として契約を締結しているのであれば、Xとしてはその事実を請求原因たる主要事実として主張しなければならぬから、

①代理権の付与及び②代理人による契約の締結は主要事実として、弁論主義が適用される。

3. 以上によれば、「Yの代理人AとXの間で契約が締結された」という事実には弁論主義が適用され、当事者の主張がなければ裁判所は当該事実を判決の基礎とすることができない。

そして、裁判所は、当事者の主張する事実と当事者の請求した証拠開示の結果検出された事実を区別し、後者については判決の基礎とすることはできないとする(主張資料と訴訟資料の区別)。

判例の分析は?

したがって、Aの証拠開示という証拠開示の結果検出された当該事実、判決の基礎としてはできない。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

この基本事項にも
要件事実足りていないか、

第2. 設問2小問(1)課題①について、

1. 本件訴訟の訴訟物

(1) 訴訟物とは、原告が裁判所に対して提出する判決の対象となる権利義務であり、請求の趣旨と対応する。(民事訴訟法(以下、法令省略)133条2項2号)。

5
また、Xは訴状において「贈与契約に基づく本件絵画の引渡しを求める」と記載していることから、本件訴訟の訴訟物は「贈与契約(民法549条)に基づく目的物引渡請求権としての本件絵画引渡請求権であると解する。

2. 各当事者から必要な申立て及び主張

10
(1) 民事訴訟における当事者には、訴えの提起、審判対象の特定、訴訟の終了方法等について自由に設定できる権能が与えられており(処分権主義)、裁判所は、当事者が申し立てない事項について、判決をすることができない(296条)。

したがって、本件訴訟の訴訟物が贈与契約に基づくものである以上、裁判所は売買契約を基礎とする「Yは、Xから200万円の支払を受けることと引換えに、Xに15
に対し、本件絵画を引渡せ。」との判決をすることはできない。

(2) そこでXとしては、~~訴訟物~~「仮にこの取引が売買であり、本件絵画の時価相当額が代金であるとしても、その額は200万円にすぎない。」との主張を、予備的請求として訴えの追加的変更(143条)の申立てをするべきであり、これがなれば判決の対象になり得る。

20
すなわち、143条1項は、「請求の基礎に変わらない限り」として訴えの変更を限定している。本件訴訟の訴訟物は贈与契約に基づく請求権である以上、売買契約に基づく請求権を訴訟物とする訴えの変更は原則として認められないこととなる。

1) この点、「請求の基礎に変わらない限り」との要件の趣旨は、相手方の徳
※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科(令和3年度春夏学期期末試験解答用紙)

採点

科目名	担当教員名	受講クラス	受験者記入票番号

打ちを防止して保護することにあるとあれば、相手方が訴えの変更に同意している場合において変更を認めない実益は低い。

う) そこで、XとYとは、Yが「本件絵画をXに売却し、その額は300万円である」と主張したことが、本件訴訟において訴えの追加的変更を行う際の相手方であるYの同意に該当する陳述であると主張するべきである。

(3) 以上によれば、~~Xから~~ ① Yから「締結された契約は売買契約である」と主張、② Xから契約が売買契約であったことと前提とする予備的請求の追加的変更の申立て、③ Xから、「Yの①の主張が訴えの追加的変更に対する実質的な同意にあること」の主張がなされれば、裁判所は課題①のとおり判決をすることが出来る。

第3. 設問2 小問(2) 課題②について

1. 裁判所は、判決をするに当たり、自由な心証に基き、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する(24条、自由心証主義)。

したがって、本件訴訟においても裁判所は、本件絵画の時価相場額について、証拠論の全趣旨及び証拠の信用性の結果、自由に判断してよい。

しかし、上述したように当事者には~~充分確信~~ 確信主義が認められており、当事者による申立事項と裁判所による判決事項は~~必然~~ 前者が後者を拘束する関係にある。具体的には、裁判所は、判決をするに際して、当事者の合理的意思に反することはできないことを意思する。

2. では、売買契約に基き、物的物引渡請求権を訴訟物とする訴えについて、販売買代金の支払と引換えに請求を認める判決をすることは、上記の~~充分確信~~ 確信主義に反しないか。~~何れも~~ いわゆる引換給付判決の意義及び可能な範囲が問題となる。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

4) いわゆる引換給付判決は、目的物引渡請求権を根拠に物請求の有無、
について、原告が一定の金額を支払うことと条件に請求認容判決を出す
ことである。したがって、無条件で引渡を求めた原告との関係では、請求の
認容判決にあたる。

5 一部認容判決の可否については、上述のとおり処分権限の観点から、当事
者の合理的意思の裁量範囲内でのみ可能となる。

3. 本件絵画の時価相当額が200万円と評価される場合、

10 (1) 本件訴訟でXは予備的請求において、本件絵画の時価相当額は200万円
であると主張している。したがって、200万円を上回る250万円の
時価相当額の支払いと引換えにXの請求を認容することかXYの合理
的意見に反するかが問題となる。

15 (2) Xとしては200万円であるに~~あ~~あざないと主張しているが、
これよりも多少増額された代金であっても支払って本件絵画の引渡しを受け
たいと考えるであろうし、Yとしても、300万円とまではいかずともXの
主張する200万円よりも多く支払いを受けられることで不意打ちとなるものではない。
したがって、XYの合理的意見に反するとはいえない。

(3) よって、裁判所としては、心証どおり200万円と評価し、~~「Xは、~~「Yは、
Xから200万円の支払いを受けるのと引換えに、Xに対し、本件絵画を引
渡させ。」との判決をすることになる。

20 4. 本件絵画の時価相当額が180万円と評価される場合、

(1) これは、Xの主張する時価相当額200万円を下回る180万円の支払いと引換え
にXの請求を認容することかXYの合理的意見に反するか。

(2) Xとしては、自身が主張する「時価相当額200万円」が認容判決である

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科<令和3年度春夏学期期末試験解答用紙>

科目名	担当教員名	受講クラス	受験者記入票番号

採点

と考えていることが想定されるが、200万円を下回る180万円の支払いで
 本件絵画が引渡されたことについて、合理的な意思に反するとは必ずしもい
 えない。一方Yとしては、最低でも200万円の支払いを受けなければならない
 想定で、これを下回る180万円の支払いにより本件絵画を引渡さなけ
 ればならないとすると、Yに対する不意打ちとなり、合理的な意思に反する。

3) よて、裁判所としては180万円の引換給付判決をすることはせず、「Xの請
 求を棄却する。」との判決をするべきこととなる。

第4.設問3

1. 裁判所は、後訴においてXの主張を審理・判
 断することかできるか

1. 裁判所が後訴において、XY間の本件絵画の売買契約の成否及びその
 代金額に関して改めて審理・判断するためには、その前訴の既判力
 (114条1項)によって審理・判断することが遮断されないといえることが必要である。
 では前訴判決の既判力は、XY間の本件絵画の売買契約の成否及びその代金
 額に及びるか。既判力が生じる客観的範囲が問題となる。

2. 確定した判決の内容たる判断の通用力たる既判力は、主文に包含するもの
 に限り生じる(114条1項)。そして「主文に包含されるものとは、訴訟物であることを
 意味する。したがって、既判力は、訴訟物の存在の判断について生じるといえる。

よて、いわゆる引換え給付判決の本文において、引換えの内容が明記されて
 いるとしても、その点について既判力は生じず、裁判所は引換え金額について改めて
 審理・判断することができるとも思える。

しかし、引換え給付判決の本文において引換え内容が明記されていることの趣旨
 は、当事者の紛争解決に向けた合理的な意思を斟酌し、柔軟性を確保すること

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科
〈令和3年度春夏学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

の必要性が認められるべきであるからであり、また、1/10の引換
金交付の内容に裁判力を生じさせることは114条1項の「金に包含するもの」と
文意と正合する。

したがって、引換金交付判決の「金に包含されるもの」として、契約
の成立と引換金交付について裁判力が生じると解するのが妥当である。

よって、裁判所は、前約の裁判力ゆえに、後約において、XY間の
前件絵画の売買契約の成立及びその代金額に関して改めて審理・判断する
ことができない。

以上

10

15

20

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)